

都留市点字友の会は、昭和五十九年に発足して以来十七年間という長い間点訳活動を続けてきました。「点字」は、視覚障害者と晴眼者（目の見える人）が力を合わせて生み出し、育て上げ、世界中で使われるようになった視覚障害者の「文字」です。点訳とは、「墨字（晴眼者がおもに目を使って読んだり書いたりする文字）原文を、その内容にできるだけ忠実に点字に置き換えること」です。

私たちは、視覚障害者に様々な情報を正確に伝えていきたいと思い、誤字が無いように細心の注意を払って点訳活動を続けています。現在の会員数は十八名です。定期的な活動としては、毎月一回第二土曜日の午後からふるさと会館で学習会を行っています。また、奇数月の上旬には、いきいきプラザ都留で点訳活動を行っています。

【活動内容の紹介】

○点訳活動

- ・毎月一回「こだま」を発行し、つるの福祉や耳寄りな情報などを点訳しています。
- ・新聞の投稿欄（短歌・俳句・川柳の入選作品と評など）や図書目録、その他演歌の歌詞など視覚障害の方々のニーズに応え様々な点訳活動をしています。この数年は、パソコン点訳も始め、一度に必要な人数分を点字プリンターで出力できるので、視覚障害者によりタイムリーに情報を届けるようになりました。

○福祉活動への参加

- ・南北都留地区ボランティア交流会、山梨県ボランティア研究集会、福祉のまちづくりふれあいトーク、都留市社会福祉大会、歳末福祉バザー、都留市ボランティアまつりなど地域で開催される様々な行事に積極的に参加しています。

○会員研修活動

- ・定例研修会、特別研修会、親睦研修旅行などをを行い、視覚障害者情報収集やコミュニケーションの手段に、おける点訳者の役割を認識し、知識と技術の向上に努めています。



重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請

この制度は、医療にかかった費用のうち本人が負担した分が助成金として支給されるものです。

次の方が対象となります。

- 身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」を交付された方で、障害程度が1級から3級までの方
- 療育手帳制度要綱に基づく「療育手帳」を交付された方で、障害程度Aの方
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく「精神障害者保健福祉手帳」を交付された方で、障害程度が1級または2級の方
- 傷害年金、障害基礎年金（1・2級）の受給者または国民年金法に規定する1級または2級の障害状況にあると市長の認定を受けた方（特別児童扶養手当1・2級の受給対象児童を含む）

すでに受給されている方は、10月ごろまでに申請書類を送付しますので必要事項を記入のうえ10月31日までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、該当する方で、「受給者証」の交付を受けていない方はご相談ください。ただし、世帯の所得状況により該当しない場合があります。

問合先 いきいきプラザ都留内 市福祉事務所 社会福祉担当 ☎ 0554(46)5112